

# はじめに

消防法令違反の是正については、平成13年の新 宿歌舞伎町ビル火災を契機として、立入検査及び 措置命令に係る規定が大幅に改正され、その是正 の取組が推進されてきたところである。しかしな がら、現在、防火対象物における消防法令の遵守 状況や消防機関による命令の発動件数には地域等 により差異が見られる。

平成24年5月に広島県福山市で発生したホテ ル火災においては、長期間、消防法令違反が是正 されていない状況があり、さらに平成25年2月の 長崎県長崎市グループホーム火災を受けた緊急調 査においては、スプリンクラー設備の未設置等、重 大な法令違反がなおも改善されていない状況が見 受けられた。

本稿では、国民の生命、身体及び財産を保護す るため、火災危険性、人命危険性の高い消防法令 違反のある対象物への違反是正をより一層推進し、 全国的な違反是正の実行性を向上することを目的 として、昨年度実施した「違反是正の実効性向上 に係る実態調査」について、結果の概要を紹介する。

# 目的

火災の発生した福山市及び長崎市はいずれも中核 市であったことを踏まえ、既存の防火対象物実態等

制度係長(併)防災管理係長 消防庁予防課企画調整係

表1 防火対象物と立入検査実施件数及び違反処理実施件数の状況

The state of the s						
	防火対象物数	立入検査実施回数	立入検査実施率	命令件数	警告·勧告件数	
大都市消防本部	1,181,718	312,913	26.5%	112	2,853	
中核市消防本部	570,124	154,930	27.2%	6	95	
その他の消防本部	2,211,576	407,385	18.4%	10	503	
全国	3,963,418	875,228	22.1%	128	3,451	

<sup>※</sup>平成25年度報告(平成24年度実績)防火対象物実態等調査結果

#### 表2 消防法令違反の状況

71 111/20 1-22-2-1/0									
	自火報設置義務対象物数			SPi	设置義務対象	物数	屋内消火栓設置義務対象物数		
		違反 対象物数	違反率		違反 対象物数	違反率		違反 対象物数	違反率
大都市消防本部	512,497	2,864	0.56%	31,053	58	0.19%	135,624	2,043	1.51%
中核市消防本部	247,036	7,339	2.97%	11,761	75	0.64%	63,711	4,129	6.48%
その他の消防本部	985,560	25,375	2.57%	43,248	245	0.57%	254,523	12,619	4.96%
全国	1,745,093	35,578	2.04%	86,062	378	0.44%	453,858	18,791	4.14%

<sup>※</sup>平成25年度報告(平成24年度実績)防火対象物実態等調査結果

調査結果のデータにより、東京消防庁及び指定都市 消防本部(以下「大都市消防本部」という。)と中核 市消防本部を事前分析した結果、立入検査実施率 は、大都市消防本部と中核市消防本部とでは同程度 なのに対し、防火対象物1件あたりの警告・命令等 の違反処理実施率は、大都市消防本部と中核市消防 本部で比較すると約14倍となっていた(表1)。

仮に、中核市消防本部における消防法令の違反率が、大都市消防本部と比較して著しく低ければ、このような結果になることも考えられるが、自動火災報知設備、スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備について違反率を確認したところ、大都市消防本部よりも、それ以外の消防本部の方が高い状況となっていた(表2)。

このような状況から、中核市消防本部では「立 入検査において違反を適切に覚知できていない」、 又は「立入検査において違反を覚知しているが、 その後の違反処理が進んでおらず、違反が放置さ れている」ケースが多いということが推察された。

そこで、中核市消防本部の違反是正に係る実態を詳細に把握し、全国的な違反是正の実行性を向上させることを目的に、各都道府県において中心的な役割を担っている中核市以上の消防本部における違反是正に係る体制や違反是正の実施状況等について、調査・分析を行った。

#### 調査結果

実態調査については、違反是正に係る体制や違反 是正の実施状況等を中心に行った。違反是正に係 る体制は、調査項目を以下のとおり「査察規程、違 反処理規程等の整備状況」、「立入検査実施計画策 定の基準・手順の明文化・進捗状況・検証の状況」、 「教育・訓練体制等」に分類した上で、分析を行った。

また、違反是正の実施状況等は、調査項目の「立 入検査実施対象物数」、「違反指摘あり対象物数」、 「違反是正済み対象物数」に着目し、これから導き 出される3つの指標、①立入検査実施率、②違反指 摘あり対象物の割合、③是正率により分析を行った。

# ○3つの指標

①立入検査実施率:立入検査実施対象物数/防火 対象物\*\*

- ※平成25年度報告(平成24年度実績)防火対象物実態 等調査結果より
- ②違反指摘あり対象物の割合:違反指摘あり対象 物数/平成24年度立入検査実施対象物数
- ③是正率:違反是正済み対象物数/違反指摘あり 対象物数

「立入検査実施率」は、消防本部が管轄している 防火対象物のうち、何割ぐらいの防火対象物に対 して立入検査を実施しているか、「違反指摘あり対 象物の割合」は、立入検査を実施した対象物のう ち、どれくらいの対象物に対して違反指摘を行っ ているか、「是正率」は、違反を指摘した対象物の うちどれくらいの違反対象物を是正したかをそれ ぞれ示している。

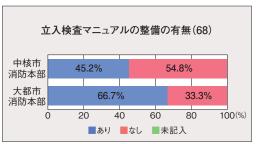
# ○査察規程、違反処理規程等の整備状況

査察規程については、全ての消防本部で整備されている。

一方で、中核市消防本部においては、立入検査 マニュアルの整備が進んでおらず、整備済み消防 本部の割合が、大都市消防本部と比較して20%以 上の開きがある。

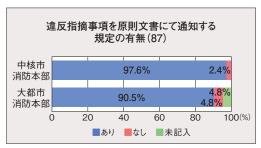
なお、立入検査マニュアル未整備の理由としては、「立入検査標準マニュアルを参考として処理」が63.3%と最も多かった。

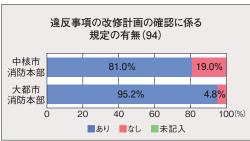




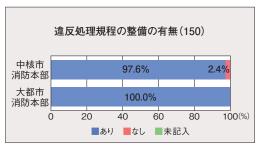
違反指摘事項を原則文書にて通知する規定については、ほとんどの消防本部で規定されている。

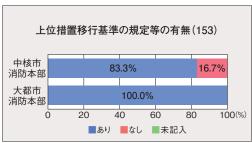
また、違反事項の改修計画の確認に係る規定は、 中核市消防本部で規定しているのは81%である。





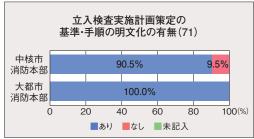
違反処理規程については、ほぼ全ての消防本部において整備されているが、上位措置移行基準の規定等は、中核市消防本部で16.7%が定めていない。

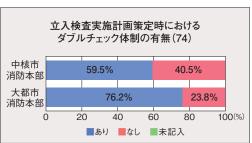




# ○立入検査実施計画策定の基準・手順の明文 化、進捗状況・検証の状況

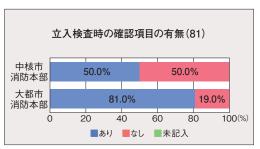
立入検査実施計画策定の基準・手順の明文化に ついては、中核市消防本部で1割近くが明文化し ていない。さらに立入検査実施計画策定時におけ るダブルチェック体制は、中核市消防本部の4割、 大都市消防本部でも2割以上が「整備していない」 と回答している。

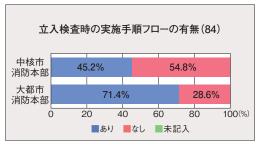


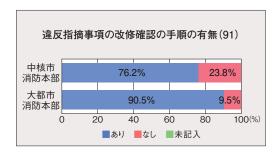


立入検査時の確認項目の有無については、中核 市消防本部の半数が整備されていない。また、立 入検査時の実施手順フローは半数以上で、違反指 摘事項の改修確認の手順は2割以上で整備されて いなかった。

なお、立入検査時の確認項目及び実施手順フローが整備されていない消防本部の5~6割程度が、「立入検査標準マニュアルを参考にして処理」を理由にしている。

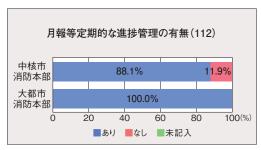


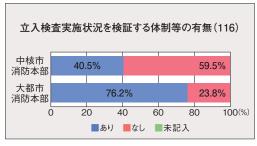




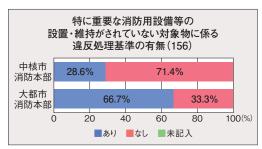
月報等の定期的な進捗管理は、中核市消防本部の1割程度が整備していなかった。また、立入検査実施状況を検証する体制等については、6割近くの中核市消防本部が「整備していない」と回答している。

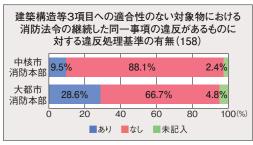
なお、立入検査実施状況を検証する体制が整備 されていない理由として半数近くが、「検討中」と している。



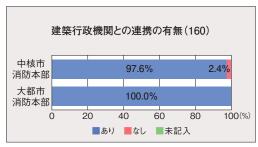


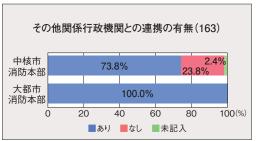
特に重要な消防用設備等の設置・維持がされていない対象物に係る違反処理基準については、中核市消防本部では7割以上がされていない。また、建築構造等3項目への適合性のない対象物における消防法令の継続した同一事項の違反があるものに対する違反処理基準についても、整備しているのは中核市消防本部で9.5%、大都市消防本部でも28.6%にとどまっている。





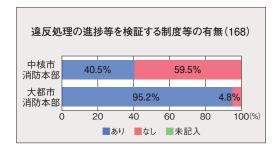
建築行政機関との連携を見ると、ほとんどの消防本部で実施されており、連携していないのは、中核市消防本部の2.4%のみである。また、その他の関係行政機関との連携では、大都市消防本部では、100%連携しているが、中核市消防本部では、7割強にとどまっている。なお、その他の関係行政機関との連携で最も多い連携先は、福祉関連で41.5%が該当する。次に多いのは警察関連で15.1%である。





違反処理の進捗等を検証する制度等については、 6割近くの中核市消防本部で整備されていない。





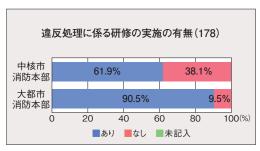
以上の結果から、立入検査実施計画策定の基準・ 手順の明文化、進捗状況・検証の状況については、

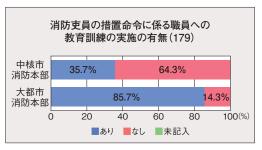
- ・立入検査時の確認項目の有無
- ・立入検査時の実施手順フローの有無
- ・違反指摘事項の改修確認の手順の有無
- ・立入検査実施状況を検証する体制等の有無
- ・特に重要な消防用設備等の設置・維持がされて いない対象物に係る違反処理基準の有無
- ・建築構造等3項目への適合性のない対象物にお ける消防法令の継続した同一事項の違反がある ものに対する違反処理基準の有無
- ・違反処理の状況等を検証する制度等の有無 という多くの項目において、中核市消防本部の半 数以上が整備されていない状況であり、大都市消 防本部に比べ大きな開きがあった。

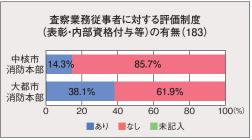
このことから、中核市消防本部では、規程等の 整備はある程度進んでいるが、立入検査及び違反 処理等の進捗管理や違反処理の具体的な運用等に おいては、課題があると推察される。

# ○教育·訓練体制等

違反処理に係る研修や教育訓練が行われている 中核市消防本部は、大都市消防本部に比べ割合が 低く、特に消防吏員の措置命令に係る職員への教 育訓練の実施は、大都市消防本部に比べ50%も 低い。





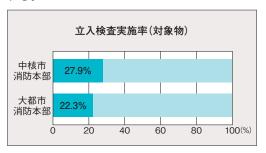


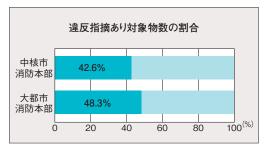
# ○違反是正の実施状況等

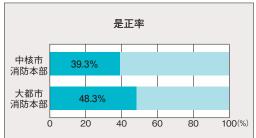
違反是正の実施について、立入検査実施率・違 反指摘あり対象物の割合・是正率の3つの指標か ら、中核市消防本部と大都市消防本部で比較する と以下のとおりである。

立入検査実施率は、対象物ベースでは中核市消 防本部の方が高いが、40ページの表 1 で示したと おり件数ベースでは同程度あることから、大都市 消防本部は、1対象物当たり複数回の立入検査を 実施していることが分かる。

また、違反指摘あり対象物の割合は大都市消防 本部の方がやや高くなっている反面、是正率は、 大都市消防本部の方が9%高くなっていること から、大都市消防本部は、より多くの違反対象物 を覚知するとともに、当該違反対象物の是正指導 を複数回継続して実施することにより、中核市消 防本部よりも高い是正率となっていると推察さ れる。







# ○調査消防本部の体制

調査対象消防本部の「防火対象物数」、「消防職員数」、「査察業務専従消防職員数(以下「査察専従職員」という。)」は、表3のとおりである。大都市消防本部と中核市消防本部のそれぞれの平均値においては、大都市消防本部は中核市消防本部に対して、防火対象物数では4.1倍、消防職員数では5.1倍となっており、査察専従職員数では3.7倍となっている。

消防職員及び査察専従職員1人当たりの防火対象物数は、表4のとおりである。消防職員1人当たりの防火対象物数は、大都市消防本部よりも中核市消防本部の方が多いが、査察専従職員1人当たりでは、大都市消防本部の方が抱えている防火対象物数が多い状況にある。

また、査察専従職員数の全体職員数に対する割合は、大都市消防本部の方が中核市消防本部より割合が低く、大都市消防本部は比較的少ない査察専従職員の体制で、多くの防火対象物に対応していることになる(表5)。

さらに、査察専従職員の業務経験年数や予防技 術資格者においても、大都市消防本部の優位性は 見られず、むしろ大都市消防本部の方が、「5年未 満」の業務経験の少ない職員の配置割合が高く、専 門的知識を有する予防技術資格者数の割合も低い 状況にある(表6、表7)。 大都市消防本部は比較的査察専従職員の少ない 体制で、かつ、査察経験年数も多くない状況で、多 くの対象物を抱えている状況にある。

消防職員1人当たり及び査察専従職員1人当たりの「立入検査実施対象物数」、「違反指摘あり対象物数」、「是正済み対象物数」、「重大な違反指摘あり対象物数」、「重大な違反是正済み対象物数」

表3 調査対象消防本部の防火対象物及び職員数

		防火 対象物数	消防職員数	查察専従 職員数	
大都市消防本部		1,181,718	46,267	1,724	
	平均	56,272	2,203	82	
中核市消	中核市消防本部		18,053	873※	
	平均	13,574	430	22%	

※査察専従職員数の数値が正確でない2消防本部を除いた値

表4 消防本部職員数及び査察専従職員1人当たりの防火対象物数

	防火対象物数 平均	消防職員 1人当たりの 防火対象物数	査察専従職員 1人当たりの 防火対象物数
大都市 消防本部	56,272	25.5	685.5
中核市 消防本部	13,574	31.6	620.1※

※査察専従職員数の数値が正確でない2消防本部を除いた値

表5 査察専従職員数の消防職員数に対する割合

	查察専行	<b>É職員数</b>	
	平均人数	消防職員数に 対する割合	
大都市消防本部	82.1	3.7%	
中核市消防本部	21.8	5.1%	

※査察専従職員数の数値が正確でない2消防本部を除いた40 消防本部で算出

表6 査察専従職員の査察業務経験年数の割合

	查	察業務経験年	F数		
	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上		
大都市消防本部	35.9	13.5	15.4		
人都印用防本部	55.5%	20.8%	23.7%		
+++=:\(\psi\)++\(\psi\)	10.1	6.0	5.7		
中核市消防本部	46.2%	27.6%	26.2%		

表7 査察専従職員に対する予防技術資格者数の割合

	予防技術	資格者数	
	平均人数	査察専従職員に 対する割合	
大都市消防本部	26.7	32.5%	
中核市消防本部	8.5	39.0%	

#### 表8 消防職員1人当たりによる立入検査等の状況

	立入検査実施 対象物数	違反指摘あり 対象物数	是正済み 対象物数	重大な違反指摘あり 対象物数	重大な違反是正済み 対象物数
大都市消防本部	4.7	1.9	0.8	0.05	0.02
中核市消防本部	8.7	3.3	1.2	0.25	0.04

#### 表9 査察業務専従消防職員1人当たりによる立入検査等の状況

	立入検査実施 対象物数	違反指摘あり 対象物数	是正済み 対象物数	重大な違反指摘あり 対象物数	重大な違反是正済み 対象物数
大都市消防本部	130.9	55.9	23.3	1.39	0.44
中核市消防本部	164.3	71.1	26.1	5.25	0.96

については、表8、表9のとおりである。

いずれの項目も、大都市消防本部に比べて中核 市消防本部の方が高くなっているが、立入検査実 施対象物数については、大都市においては大規模 な複合用途対象物やテナントビルが多いことなど により、立入検査や違反処理事務に時間を要して いることなどが影響していると推測される。また、 立入検査実施対象物数と比較して、是正済み対象 物数に大きな差異がないことは、大都市消防本部 において効果的な是正指導が行われていると推測 される(表8、表9)。

# ○立入検査・違反処理の課題

#### 立入検査の課題

- ①実施計画や対象の選定が件数を重視した計画と なっており、危険度や違反などの優先順位が考 慮されていない。
- ②署で策定された実施計画を本部でチェックする 体制になっておらず、長期間、立入検査の未実 施が生じうる。
- ③本部においては、立入検査の実施件数のみの把握にとどまり、違反や是正状況が把握・管理できていない。
- ④情報システムが導入されているが、署における台帳管理機能のみとなっており、本部が行う進捗管理に生かされていない。
- ⑤署において、追跡調査や是正状況の把握ができていないなど、立入検査がやりっぱなし。

#### 違反処理の課題

- ①規程のとおり警告等の違反処理に進むことができない。
- ・担当する署の係は、審査事務や届出事務、検査

事務などに追われ、違反是正まで手が回らない。

- ・立入検査を実施する交代制勤務職員の負担が大きくなるため、署が違反処理等の業務に消極的。
- ・警告や命令ではなく、関係者との話し合いで是 正を促すことを過去から行ってきている。
- ②是正状況を本部が適切に把握しておらず、組織 として有効な対策がとられていない。

#### おわりに

実態調査の結果から、ほぼ全ての消防本部では、 違反処理規程等が整備されていたが、多くの中核 市消防本部において立入検査や違反処理の状況が 適切に把握できていない等の課題を抱えており、違 反処理等の違反是正事務が適正に進んでいないこ とが判明した。また、違反処理が進んでいない消防 本部に共通しているのは、「実際に違反処理をした 経験がない」ことであり、知識・ノウハウがなく違 反処理へ進めていない傾向にあることも判明した。

しかしながら、国民からは消防機関に与えられた権限を行使し、危険性・悪質性が高い対象物に対しては厳格な違反是正措置の実施が求められている。

消防本部においては、違反処理が進まない課題を解消する対策として、平成25年度に実施された大都市消防本部への実務研修や、消防大学校の違反是正特別講習の受講者が得てきた知識や経験を、消防本部にフィードバックし活用するとともに、違反是正支援アドバイザー制度、弁護士相談事業などを積極的に活用するなど、各消防本部における違反処理規程に基づく、適正な違反処理を進めていただきたい。